

基金を中途脱退するとき

加入20年未満で退職される方

定年者を除く加入者期間1年～20年未満の中途脱退者の方は、脱退一時金を受け取るか(下図の①)、脱退一時金相当額を他の年金制度へ移換(ポータビリティ)して将来年金として受け取るか(下図の④～⑦)を選択することができます。なお、取締役・執行役員就任や基金制度未加入会社へ転籍した場合は、支給繰下げ(下図の②)を選択することもできます。ただし、50歳未満の方が加入3年未満で自己都合退職する場合、脱退一時金の給付はありません。

また、移換の申出期限は、資格喪失日から起算して1年を経過する日までとなります。ただし、移換先が厚生年金基金の場合、上記の日かつ、「厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日」のいずれか早い日となります。

加入20年以上で退職される方

定年者を除く加入者期間が20年以上の中途脱退者の方は、20年加入脱退一時金を受け取るか(下図の①)、将来年金として受け取るか(下図の③)、20年加入脱退一時金相当額を他の年金制度へ移換(ポータビリティ)して将来年金として受け取るか(下図の④～⑦)を選択することができます。なお、取締役・執行役員就任や基金制度未加入会社へ転籍した場合は支給繰下げ(下図の②)を選択することもできます。

※移換の申出期限は上記「加入20年未満で退職される方」と同様です。

また、「将来年金として受け取る(下図の③)」を選択された場合は、年金と一時金の併用選択も可能です。

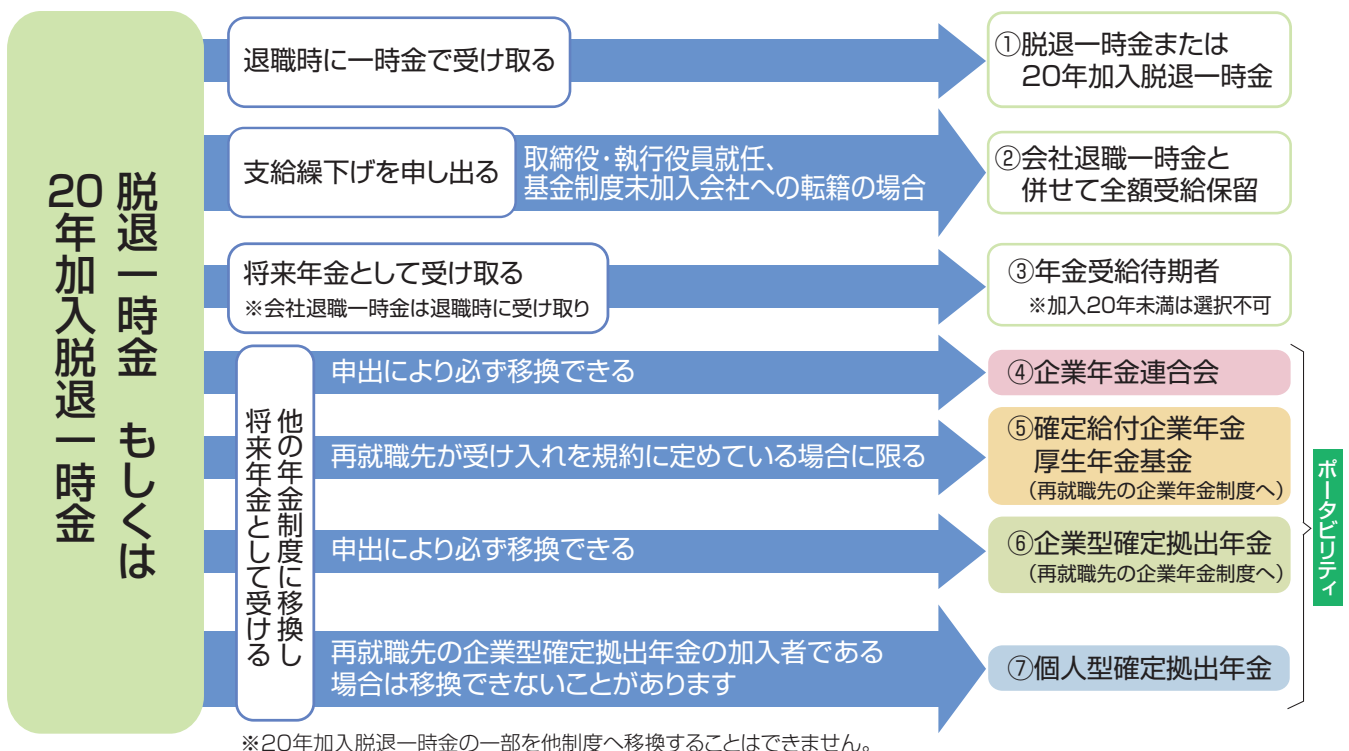
●年金と一時金の 選択割合

年金	100%	75%	50%	0%
一時金	0%	25%	50%	100%

年金100%を選択した場合は、脱退以降～年金受給終了(保証期間もしくは確定期間の終了)までの間に、年金と一時金の選択割合を変更することもでき、受給開始前までなら給付期間の変更(5年→20年または20年→5年)も可能です。

また、年金の受給に代えて一時払いを希望される場合は、脱退以降～年金受給終了(保証期間もしくは確定期間の終了)までの間であれば、いつでも可能です。

※年金を選択された方には、年金受給開始までの期間中の手続きを記載した「繰下げ者のしおり」を自宅宛送付いたしますので、必ずご一読し、大切に保管してください。



※具体的な手続き等は、所属する会社の総務部門担当者にご確認ください。なお、再就職する場合は、再就職先の企業年金制度についても事前に確認が必要です。

企業年金の通算制度(ポータビリティ)

企業年金連合会

企業年金連合会とは、複数の企業年金制度に加入した人の年金をまとめて支給する通算センターとしての役割を担う機関です。

企業年金連合会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1
芝パークビルB館10階
TEL 0570-02-2666 受付時間 平日9:00~17:00
(※PHS・IP電話から 03-5777-2666)
ホームページURL
<https://www.pfa.or.jp/>

個人型確定拠出年金 (iDeCo)

申出により脱退一時金相当額を確定拠出年金(個人型)に移換することができます。ただし、再就職先の確定拠出年金(企業型)の加入者となった場合は移換できないことがあります。

iDeCo公式サイトURL

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

[加入検討中の方] 受付時間 平日9:00~17:00

イデコダイヤル …………… 0570-086-105

一般電話 …………… 03-4333-0009

[加入中の方] 受付時間 平日9:00~17:00

国民年金基金連合会コールセンター… 0570-003-105

一般電話 …………… 03-4333-0003

確定給付企業年金・厚生年金基金

再就職先の会社に確定給付企業年金または厚生年金基金がある場合は、再就職先の確定給付企業年金または厚生年金基金に脱退一時金相当額を移換することができます。

ただし、移換先の規約に受入れを認めることが定められている必要があります。

企業型確定拠出年金

再就職先の会社に確定拠出年金(企業型)がある場合は、申出により再就職先の確定拠出年金に脱退一時金相当額を移換することができます。

中途入社された方(他の企業年金に加入していた方)

●DB(確定給付企業年金・厚生年金基金)、企業型DCから入社の場合

当基金(DB)では、他の企業年金制度の脱退一時金は受け入れる規程がありません。但し、個人型確定拠出年金(iDeCo)もしくは、事業主が実施する企業型DCにて他の企業年金制度の脱退一時金を受け入れることが可能です。

DNPグループの企業型DCの加入者資格を取得した方は、申出により企業型DCへの移換が可能です。

前に勤務されていた会社に脱退一時金相当額の移換を申し出るとともに、移換先(DNPグループ)の企業型DCに移換する手続きを行ってください。

個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者である方は、申出により企業型DCへの移換が可能です。

個人型確定拠出年金(iDeCo)の資格喪失の手続きおよび移換先(DNPグループ)の企業型DCに移換する手続きを行ってください。
個人型確定拠出年金(iDeCo)に継続して加入することも可能です。



※前会社の企業年金の脱退一時金を受取っていない方に限ります。

※前会社の企業年金を脱退後、1年以内であることが必要です。